秘 密 保 持 契 約 書

株式会社マイカンパニー（以下「甲」という。）とガイブ株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の新製品の広告宣伝計画の検討（以下「本件」という。）に際して、相互に交換する情報の秘密保持について、次の通り契約を締結する(以下「本契約」という)。

第１条 定義

本契約でいう情報とは、文書、その他方法の如何を問わず、甲又は乙より相手方に対し「秘密情報」として指定し、開示された全ての情報をいう。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

（１） 本契約締結前既に情報受領者が所有していたもの

（２） 本契約の締結前及び締結後情報受領者の責によらずして 公知となったもの

（３） 情報受領者が正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの

（４） 情報提供者が特に秘密保持の必要がないと認めたもの

第２条 秘密保持

１．甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾のない限り、秘密情報等を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、法令または規則により行政官庁・裁判所・証券取引所等から開示が要請された場合は、相手方に予め書面により通知した上で、必要とされる範囲内で開示することができるものとする。

２．甲および乙は、本件目的の実現のために必要とする場合、本項（１）（２）に該当する者（以下「必要開示対象者」という）に対しては、相手方の承諾なくして必要な範囲で秘密情報等を開示することができるものとする。ただし、その場合も、甲および乙は、必要開示対象者に対して、本契約に基づき自己が負うのと同様の義務を遵守させなければならない。

（１） 自己または子会社・関連会社の役員・従業員

（２） 自己の弁護士、税理士、公認会計士等法律上の守秘義務を負う者

３．甲及び乙は、原則として秘密情報が記録された記録媒体等を複写してはならない。やむを得ず秘密情報が記録された記録媒体等を複写しようとするときは、必要最小限の範囲で行なうものとし、甲及び乙は、当該複写物につき原本と同等の管理を行い、その秘密保持につき直接かつ全ての責任を負担するものとする。尚、甲及び乙は、秘密情報等の管理、保管及び廃棄については、善良なる管理者の注意をもってこれを行うものとする。

４．甲及び乙は、秘密情報に個人情報が含まれる場合は、当該個人情報の取扱いについて個人情報の保護に関する法律の規定に従うものとする。

第３条 情報の返還または廃棄

理由の如何を問わず本件が終了したときは、甲及び乙は相手方より開示された情報のうち紙面又は電子媒体による文書その他の情報メディア及びその写しを、速やかに相手方に返還し、又は相手方の指示により裁断廃棄しなければならない。

第４条 反社会的勢力の排除

甲および乙は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来に亘っても該当しないことを誓約する。

（１） 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、または、過去において反社会的勢力ではなかったこと。

（２） 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為または、脅迫的言辞を用いるなどをしないこと、または過去においてもしていないこと。

（３） 自らが反社会勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会勢力である旨を伝えるなどしないこと、または過去においてもしていないこと。

（４） 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと、または過去においてもしていないこと。

（５） 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をしないこと、または過去においてもしていないこと。

（６） 自社の役員、主要な株主等実質的に経営を支配する者、親会社、子会社（自社がその議決権付株式の過半数を直接又は間接に保有する会社をいう）、関連会社（会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）で定義するものをいう）が反社会的勢力にあたらないこと

第５条 有効期間

本契約は、本契約書調印日から効力を生ずるものとし、本件に関して最後に情報の授受を行った日から１年間経過する日までをその有効期間とする。ただし、有効期間満了日の３ヶ月前までに、当事者のいずれかが契約を終了する旨を書面により相手方に通知しない限り、本契約は有効期間満了日から１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第６条 契約違反

甲又は乙が本契約に違反した場合には、相手方はその違反行為の差止め及び原状回復を要求することができるとともに、損害賠償の請求をすることができる。

第７条 規定外事項

本契約書に規定されていない事項、又は記載事項に疑義が生じた場合には、甲、乙が誠意をもって協議のうえ決定する。

第８条 準拠法

本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第９条 裁判管轄

本契約に関するいかなる訴訟も、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲及び乙は各々記名押印のうえ各一通を保有する。

令和３年１１月２日

甲　東京都渋谷区幡ヶ谷2-19-7　Flos幡ヶ谷2階
株式会社マイカンパニー
代表取締役　署名　太郎

乙　東京都渋谷区幡ヶ谷2-19-7　Flos幡ヶ谷2階
ガイブ株式会社
代表取締役　外部　太郎